

お申し込み・ご旅行条件

お申し込み前に必ず下記条件書（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面の一部）をご確認ください。
この旅行は下記主催者が実施する募集型企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

■お申し込み方法

参加ご希望の方は別紙、参加申込書に所定の事項をご記入の上、下記担当者までファックスにてご送付下さい。お申込書を送付後、7日以内に申込金5万円を下記の口座までお振り込み下さい。また、最終案内書（最終日程表、集合場所、ホテルリストなど）は出発の7日～10日前までに発送致します
申込み締切日は平成29年5月19日（金）とさせていただきます。

（株）トットラベルサービスは「参加申込書」に記載されたお客様の個人情報をお客様との連絡のため、又運送・宿泊機関等の手配のために、必要な範囲で利用させていただきます。

■旅行代金に含まれるもの

- ① 航空運賃：日程表に記載された区間のエコノミークラス運賃
 - ② 食事代金：機内食のみ
 - ③ バス代金：日程表に記載されたバス代金
 - ④ 添乗員・現地係員代金：15名以上の場合、添乗員同行
- ※旅行代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しは致しません。

- ② 宿泊代金：ホテルルーム（4人部屋利用）
- ④ 手荷物運搬代金：お一人につき1個のスーツケースなど（但し、重量は航空会社の規定内。詳しくは係員にお尋ね下さい。）
- ⑥ 団体行動中のチップ等
- ⑧ 大会会場の入場料
- ⑨ 出入国記録書等作成料、ESTA登録料（利用されなくても払い戻しは致しません。又ESTA登録はツアー期間中に有効なESTAをお持ちでない方に限ります。）

■追加料金

○お1人部屋追加料 ¥70,000、2人部屋追加料 ¥35,000、3人部屋追加料 ¥10,000

■旅行代金に含まれないもの

【上記の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を例示します】

- ①超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超えるもの）②飲み物料、クリーニング料、電話料、ホテルのルームボーイ・メイドに対する心付、その他追加飲食料等個人的性質の諸料金及びそれに伴う税・サービス料③傷害、疾病に関する治療費（任意海外旅行傷害保険）④渡航手続きに関する一切の諸費用（旅券印紙、証紙代など）⑤大会登録料\$95ドル ⑥成田空港施設使用料、現地空港税、航空保険料、燃油サーチャージ（だいたいの目安料金¥25,000）⑦日本国内における自宅から発着空港または集合地点までの交通費、宿泊料

■契約の成立・残金のお支払い（申込金5万円）

電話・郵便・ファックス送信等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。契約は当社の承諾とその申込金の受理を以て成立するものとします。残金は7月14日（金）までにお支払いいただきます。申込金は旅行代金または取消料もしくは違約料の一部として取り扱います。

*振込み先：三井住友銀行浜松町支店当座預金口座(6650337)
カトットラベルサービス

■募集人数 【30名様】

これに満たない場合は旅行を中止することがあります。但し、旅行開始日の前日から起算して23日目に当たる日より前に中止する旨を通知いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することもあります。なお、払い戻しが生じる場合は旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

著しい経済情勢の通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は、旅行開始日の前日から起算して遡り15日目に通知いたします。減額の場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額致します。

■当社の責任

当社は、当社または手配代行（ランドオペレーター）が故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。（お荷物の賠償限度額はお一人様15万円）

■お客様の責任

当社はお客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

■渡航手続

ご参加にあたって有効な旅券と出入国記録書等（お客様の国籍により異なる場合があります）が必要です。又、渡航の際には「ESTA」電子渡航認証システムの登録が必要です。（出入国書類作成料、ESTA登録料は無料です）

■旅程管理

当社は安全で円滑な旅行の管理実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。参加者数が最少催行人員以上の場合は添乗員（ツアーエスコート）が同行し、且つ確定日程表に明示の集合場所より日本到着空港まで同行して旅程管理業務を行います。添乗員が同行しない場合の現地手配業者の連絡先は確定日程表にてお知らせします。

■その他・旅行条件基準

- 2017年3月1日現在の運賃・料金を基準としています。
- 当社はいかなる場合でも旅行の再実施は致しません。●パンフレット作成日：2017年3月1日
- この書面は、旅行業法第12条の4及び5による取引条件説明、契約書面の一部になります。
- お客様の別行動等の単独手配を承ります。その部分は手配旅行契約として実施いたします。募集型企画旅行の約款とは規定が異なりますのでお申し込みの際はご確認ください。
- このご旅行に関して、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務管理者にご質問下さい

■確定日程表

確定した航空機の便名・宿泊ホテル名及び添乗員が同行しない場合の現地手配代行者との連絡方法が記載された確定日程表（確定書面）は旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算して遡って7日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明致します。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙の募集型企画旅行の約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

当社は、契約内容の重要な変更が生じた場合、当社募集型企画旅行約款の規定により、その内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。当社がひとつの契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。支払うべき変更補償金額が1,000円未満の時は、当社は変更補償金を支払いません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。

次の事由による変更は変更補償金は支払いません。

1. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、2. 戦乱、3. 暴動、4. 官公署の命令、5. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、6. 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供、7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置、8. 日程表に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合

■当社による旅行契約の解除

次の場合は、当社は契約の解除をすることがあります。代金不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動中の支障、旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

お客様はいつでも下記の取消料金を支払って旅行契約を解除することができます。但し、お取り消しのご連絡（ファックス・Eメールは受け付けません）は当社の営業時間内にお受けいたします。当社の責任とならないローン・渡航手続きの不備（旅券を含む渡航書類の全般）等の事由によるお取り消しの場合も取消料金の対象となります。取消料金が不足が生ずる場合は、その差額を申し受けます。 弊社営業日：月～金、09:00～18:00

【出発日の前日より起算して次の取消料を申し受けます】
●ツアー申込み後、6月14日までのお取消しの場合：
* 旅行費用の10%
●6月15日から7月28日までのお取消しの場合
* 旅行代金の50%
●出発当日（7月29日）又は無連絡不参加、* 旅行代金の100%
ツアー申込後、即、大会へエントリーします。そのため、お申込みと同時に取消料が発生致しますのでご了承お願い致します。

次の場合は取消料をいけません。

- 旅行契約内容に「旅程保証」の欄に掲載する別紙約款の変更及びその他の重要な変更がなされた時
 - 旅行代金が増額されたとき（経済情勢の変化による場合のみ）
 - 当社が確定日程表を当パンフレットに記載した期日までに交付しなかったとき
 - 当社の責任に帰すべき事由で当初の日程通りの旅行実施が不可能になったとき
- 払い戻し期日
旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内
旅行開始後の解除・・・旅行終了日の翌日から起算して30日以内

お申し込み・お問い合わせ

電話番号：03-5403-2533

「2017年インターナショナル
エアロビク・チャンピオンシップ
参加・応援オフィシャルツアー」係

株式会社トットラベルサービス

観光庁長官登録第51号（社）日本旅行業協会正会員
総合旅行業務管理者：吉川 雅彦

〒105-0013

東京都港区浜松町2-6-2 浜松町262ビル

電話番号：03-5403-2533

ファックス 03-5403-2504

Email: yoshida@fts.co.jp

担当：吉田 裕子
よしだ ひろこ